

使用規約

南紀在宅ネットの会

使用規約

南紀在宅ネット使用規約

第一章 総則

(目的)

第1条 本規約は、「南紀在宅医療・介護連携推進協議会」（以下「協議会」という。）

が運営する南紀在宅ネットの使用に関して必要な事項を定めることにより、南紀在宅ネットを適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(南紀在宅ネットの定義)

第2条 本規約において南紀在宅ネットとは、和歌山県新宮医療圏域（以下「医療圏内」という。）の在宅での要医療・要介護者（以下「対象者」という。）のプライバシー保護を厳重に図りながら支援に必要な情報の一部に参加施設間を結ぶネットワークで共有し、診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報を元に多職種連携を図り、対象者に質の高い医療・福祉サービスを提供する事を目的とした仕組みを提供するものと定義する。

(サービス内容)

第3条 南紀在宅ネットは、次のサービスを提供する。

(1) 協議会会員（以下「会員」という。）相互間でICTを用いて、会員施設の受診時や治療歴の情報、また治療経過やその効果、薬の重複投与の防止、種々の検査データなどを共有するサービス

(2) 医療圏内の会員情報、会員に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス

(3) その他、第1条の達成に必要なサービス

(運営委員会の設置)

第4条 前条に定めるサービスの運営は協議会が行う。

2 協議会は、必要に応じてサービスの運営を委員会に付託することができるものとする。

(システムの運用管理)

第5条 協議会は、システムの運用管理の一部を、運用・保守サービスに係る委託契約業者（以下「契約事業者」という。）に委託する。

2 契約事業者は、本規約及び別に定めるシステム運用管理業務セキュリティポリシーに基づき、運用管理を行うものとする。

第二章 使用に関する事柄等

(会員施設等の範囲)

第6条 南紀在宅ネットを使用できる施設等は、協議会の会員であって医療法（昭和23年法律第205号）における医療提供施設及び、地域包括ケアに関係する施設・団体とする。

ただし、協議会が別に認めた場合は、この限りでない。

2 前項における施設等（以下「利用施設等」という。）において南紀在宅ネットを使用することができる者（以下、使用者という。）は、当該会員における長たる立場の者が認めた者のみとする。

(使用の申請)

第7条 参画を希望する施設などは、別紙1「南紀在宅ネットの使用に係る誓約・使用申請書」の原本を協議会事務局に提出するとともに、ポータルサイトから※当該施設における責任者（以下「利用施設管理者」という。）を明示した上で、オンラインで協議会に使用申請を行う。

※前条の長たる立場の者とは別のもの

(施設内における周知)

第8条 使用施設等は、南紀在宅ネットを利用している旨を施設内に掲示するなど、広く対象者への周知に努めなければならない。

(使用権の設定)

第9条 使用施設責任者は、新たに協議会により承認されたアクセスコードを用い使用者管理システムを使用して、利用者の個人毎に専用の使用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

2 使用者は、使用施設責任者の責任のもと、ユーザーID及びパスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(使用環境の整備)

第10条 使用施設等は、南紀在宅ネットを使用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 整備する機器及びその仕様については、ポータルサイトにて公開する。

(申請内容の変更等)

第11条 使用施設管理者は、人事異動その他の状況変化により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更登録を行わなければならない。

(使用の廃止)

第12条 使用施設等が南紀在宅ネットの使用を廃止する場合は、ポータルサイトから協議会に対してオンライン廃止申請を行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第13条 使用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、使用施設管理者の責任においてオンライン再発行をすることができる。

2 前項の場合において、オンラインによる手続きが困難な場合には、使用施設管理者の責任のもと、契約事業者へ当該IDを使用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼する事ができる。

(使用に関するお問い合わせ)

第14条 使用者は、南紀在宅ネットの使用に当たり、使用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、協議会に加えて契約事業者のヘルプデスクに問い合わせることができる。

協議会は自己及び、契約事業者との協力の下、問い合わせを解決し回答に努める。

2 ヘルプデスクの対応時間は、月曜日から金曜日（祝祭日と、12月29日から1月3日までは除く）までの9：00～17：00とする。

第三章 サービス内容

第一節 ICTシステム

(連携方法)

第15条 使用者が南紀在宅ネットによって連携した情報は、セキュリティポリシーに対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある使用者のみ内容にアクセスすることができる。

2 内容の確認をする使用者は、使用者毎に配布しているユーザーID及びパスワードにより南紀在宅ネットにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(対象者の同意)

第16条 使用者は、南紀在宅ネットを使用して対象者に関する情報を他の使用者と連携する場合は、別紙「南紀在宅ネット電子@連絡帳へ登録される患者・サービス利用者さまへ（説明書）」を用い患者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

2 南紀在宅ネットに保管された情報について患者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申し出があった場合は、当該使用者はこれに応じなければならない。

3 前項の削除の申し出を受けた場合は、使用者がICTでの所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

(使用施設間の契約)

第17条 南紀在宅ネットの使用者が他の使用者に対して医療用画像データ、患者情報の一部等を送信しその支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該使用施設等間の個別の契約により定めるものとする。

(診断支援等の責任)

第18条 使用者が南紀在宅ネットを使用し支援依頼を行った場合は、他の使用者から受けた診断支援結果の採否は、依頼を行った使用者が自らの責任において行うものとする。

2 前項に関して、依頼を行った使用者と当該対象者又は第三者との間の紛争並びに依頼を行った使用者と支援を行った使用者との間の紛争について、協議会及び契約事業者は責任を負わない。

(連携情報の保管期間)

第19条 南紀在宅ネットによって連携された情報は、ICTのシステム内へ発信した日から起算して5年間の一時保管を保証する。

2 使用者は、前項で保管された当該情報を表示できるものとする。

3 協議会は、運営上必要な判断に基づき保管情報の一部もしくは全部を、契約事業者に削除するよう指示するよう指示する場合がある。

(連携情報の取扱い)

第20条 南紀ネットにより連携された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。

2 診療情報の原本については、南紀在宅ネットは取り扱わないものとし、使用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。

3 南紀在宅ネットが取り扱う診療情報の内容については、協議会及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しない。

但し、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施したデータに関しては、完全性と正確性は担保される。

第二節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第21条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、南紀在宅の概要や使用者の施設・事業所の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

ただし、公開目的が使用者に限られた情報については、認証機能により使用者以外（協議会を除く）に公開しないものとする。

(使用者情報の公開)

第22条 ポータルサイトサービスで一般公開する使用者情報は、使用者の施設名、担当者名、施設の状況等とする。

2 使用者は、第7条で定めた南紀在宅ネットの使用申請と同時に、アカウント管理システムに登録されている自らの施設の情報を提供するものとする。

3 使用者は、自らの情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(使用者限定の情報)

第23条 使用者のみが閲覧できる情報は、協議会が使用者のみに通知したい情報及び第一節に規定したとする。

2 協議会は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第24条 協議会は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第四章 南紀在宅ネットの運用

(ユーザーID、パスワードの管理運用)

第25条 使用者は、使用施設管理者より付与されたユーザーID及びパスワードも使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードにより南紀在宅ネット上でなされた一切の行為及びその結果については、使用者が責任を負う者とする。

特にユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として対象者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、使用者及び施設管理者は、細心の注意をもって管理しなければならない。

(使用者の機密保持の責任)

第26条 使用施設管理者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、使用者の責任を明確にするとともに、使用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 使用者及び使用施設管理者は、南紀在宅ネットの使用申請と同時に、南紀在宅ネットで行き扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

3 使用者及び使用施設管理は、南紀在宅ネットで行き扱う情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び協議会に参加する各市町村の個人情報保護条例等を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(使用者の教育)

第27条 南紀在宅ネットの使用者が本規約及び諸規定を遵守するため、使用施設管理者は原則として使用者へのセキュリティ教育を定期的に（年1回程度）実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。

2 前項のセキュリティ教育について、契約事業所は必要となる情報の掲示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第28条 使用施設管理者及び使用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに協議会へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。

その内容の重要度に応じて協議会は契約事業者へ報告と技術的な相談を行うものとする。

2 協議会は、前項の報告を受けた際、必要に応じて臨時の総会を開催し、事故防止の対策を検討するものとする。

3 契約事業者は、協議会からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その結果、使用施設内の詳細調査、機器の購入、設定が発生する対策を行う必要が生じるなど契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業所は協議会へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。

費用の負担については、協議会と使用者の間で協議し、支払うものとする。

(使用者意識の高揚)

第29条 使用者は、情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、USBメモリ、フロッピー等からの入力、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第30条 ICTで取り扱う情報処理システムを保護するため、使用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピューターウイルス対策)

第31条 使用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入するものとする。

またその維持管理については各使用施設において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取り扱い)

第32条 使用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏洩及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、印刷された用紙など）については、各利用施設内で一定の取り決めをして、使用、保管、廃棄を行うものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、協議会及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取り扱い)

第33条 使用者が取り扱う可動可能な機器（端末、モバイル利用者端末など）については各使用施設の責任において一元的に管理し、使用者に配布したものについては使用者各自が責任をもって管理するものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても協議会及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第34条 協議会は南紀在宅ネットのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。

ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は、使用者へ変更した旨、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

(使用権の一時停止等)

第35条 協議会は、ユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該使用者の承認を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止とすることができるものとする。

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は契約事業者がユーザーIDの使用を一時停止とすることができる。

この場合、契約事業者は停止後できるだけ速やかに協議会に報告しなければならない。

3 前2項により当該使用者に損害が発生した場合、協議会及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

(データバックアップ)

第36条 南紀在宅ネットのシステム内に保管されている情報については、契約事業者において毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップを行う。

2 前項の毎月のバックアップ作業については、契約事業者がサービス運用者の承認を受け、予め定められた日時に行うものとし、システムのすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

3 契約事業者は、前2項の内容を予めポータルサイト等を通じて使用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第37条 協議会は、次のいずれかが起こった場合には、使用者に事前に通知することなく、一時的に南紀在宅ネットのサービスを停止することができるものとする。

(1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合

(2) 火災、停電などにより、ICTのサービスを停止しなければならない場合

(3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合

(4) その他、運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断し実施した場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に南紀在宅ネットのサービスを停止できる。

この場合、契約事業者は、停止後速やかに協議会への連絡とポータルサイトへの告知をしなければならない。

3 前2項により使用者に損害が発生した場合、協議会及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

(サービスの中止)

第38条 協議会は、使用者に少なくとも3ヵ月前に予告をしたうえで、南紀在宅ネットのサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第39条 使用者は、南紀在宅ネットの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと
- (3) 他の使用者又は第三者の著作権を侵害すること
- (4) 他の使用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること
- (5) 他の使用者又は第三者を誹謗中傷すること
- (6) 本規約及び法令等に違反すること
- (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと
- (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと
- (9) ID又はパスワードを不正に使用させること
- (10) 南紀在宅ネットの運営を妨害すること
- (11) その他協議会が使用者として不相当と判断した場合

2 使用者が前項のいずれかに該当する場合、協議会は、当該使用者に事前に通知又は催告することなく、使用者としての資格を停止することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が使用者としての資格を停止できる。

この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

4 使用者が第1項の各号いずれかに該当することで協議会又は契約事業者が損害を被った場合、使用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第V章 その他

(実験・開発目的での使用)

第40条 各種研究・開発、新規技術導入検証等において南紀在宅ネットを実証実験に使用する場合、当該実証実験を行おうとする者は、協議会の承認を得るとともに、協議会の指示した使用条件を遵守しなければならない。

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第41条 協議会は、使用者の了承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、協議会は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。

3 第1項の変更等を行った場合は、契約事業者は、使用者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

附 則

本規約は、平成31年 4月 1日から施行する。

更新日: 2020年2月28日 15:45